

# 戦没者等のご遺族の皆さんへ

第十一回特別弔慰金の請求期限が近づいています。  
令和5年3月31日(金)までに、ご請求ください。

請求期限を過ぎると、第十一回特別弔慰金を受ける権利がなくなりますので、お早めにご請求ください。

## ■支給対象となる人

令和2年4月1日(基準日)において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける人(戦没者などの妻や父母など)がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給します。

## 支給対象者は、戦没者等の死亡当時のご遺族で

1. 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹  
※戦没者等の死亡当時、生計関係があったことなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。
4. 上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪 など)  
※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係があった人に限ります。

## ■支給内容

国債名称：第十一回特別弔慰金国庫債券 い号  
額 面：25万円(5年償還)

## ■請求窓口

住民福祉課 福祉係 TEL0967 (67) 2702

# 阿蘇白水郷美術館の売却に係る 条件付き公募型プロポーザルをおこないます

## 【公募売却物件】旧阿蘇白水郷美術館

### ■公募に付する事項

- 【土地】①所在／南阿蘇村大字一関1247番地1  
②地目／宅地  
③地積／3074.89平方メートル
- 【建物】①所在／南阿蘇村大字一関1247番地1  
②構造／鉄筋コンクリート造陸屋根平屋建  
③面積／333.90平方メートル

### ■最低売却価格(土地・建物)

【土地・建物】9,870,000円

※条件(地域活動を支援する取り組み、地域住民の文化等交流の場所を確保すること)

### ■公募参加申込み

【期日・時間】

10月3日(月)～28日(金)

午前8時30分から午後5時15分まで(土日および祝日を除く)



※現地確認は、総務課財務係へ電話で連絡し、日程調整してください

### ■問い合わせ

総務課 財務係 TEL0967 (67) 1111

詳細については、村ホームページ、  
総務課窓口でご確認ください。



村HP